



# 国会速報

- 第155臨時国会 -



編集・発行 = 部落解放同盟中央本部 tel 03-3586-7007 fax 03-3585-8966

## 人権委の生命線は独立性、法務省からの独立を!! 法務委で参考人質疑、法案の問題点が明らかに

### 独立性は形式的にも実質的にも必要

「人権擁護法案」に関する参考人の意見陳述と質疑が11月12日、参議院法務委員会でおこなわれ、法案によって設置される「人権委員会」が政府からの独立性と実効性に欠け、メディアへの介入の危険性が大きいことなど、その問題点がいっそう明らかになった。

陳述人は、人権擁護推進審議会会長をつとめた塩野宏・東亜大学通信制大学院教授、日本民間放送連盟報道問題研究部会会長の石井修平・日本テレビ放送網株式会社報道局長、弁護士の岡村勲・全国犯罪被害者の会代表幹事、弁護士の藤原精吾・日本弁護士連合会国内人権機関に関するワーキンググループ座長、全国自由同和会の茗荷完二・会長、人権フォーラム21事務局長の山崎公士・新潟大学法学部教授の6人。

質疑をおこなったのは、佐々木知子、千葉景子、角田義一、浜四津敏子、井上哲士、平野貞夫、福島瑞穂の各委員。

午前と午後の2グループに陳述人を分け、それぞれ3人が意見陳述、その後まとめて質疑がおこなわれた。

とりわけ、山崎公士さんは、公権力による人権侵害を独立した類型にする必要がある。人権委員会の政府からの独立性を実質的にも形式的にも確保する必要があり、内閣府の外局に位置づける必要。実効性を確保するため、人権と人権侵害を具体的に法律で規定する必要。委員、事務局に社会の多元性を反映する必要。政策提言機能を加える必要。メディア規制を凍結でなく削除する必要などを強調した。

### あらためて問題点が浮き彫りに

人権擁護法案の問題点があらためて浮き彫りにされた法務委員会での参考人の意見陳述と質疑要旨を以下に掲載する。

#### 法務省が唯一の選択肢とは思わない

塩野宏(東亜大学通信制大学院教授)「人権擁護法案」

は「答申」を踏まえたもの。「答申」をとりまとめた立場から意見を述べる。「答申」の基本認識は、人権侵害の救済で裁判所を補完する簡易・迅速・柔軟な救済が必要ということ。私人間での人権侵害には、人権相互の関係に十分配慮をすることが根底の認識。積極的救済を担う機関は、通常の行政から独立した委員会組織が必要。所轄については、行政委員会として実質的に独立した権限が行使されることが大切であり、法務省が唯一の選択肢とは思わない。マスメディアに関する人権侵害は自主規制に期待するのが審議会委員の一致した認識。これをふまえ、規制、調査の対象外としたうえで積極的救済の対象とするよう提言した。

石井修平(日本民間放送連盟報道問題研究部会会長)救済システムの必要性は理解。報道被害や取材への批判は謙虚に受けとめたい。差別・虐待と並び報道による人権侵害を特別救済の対象としているのは異様。国連の規約人権委も公権力による人権侵害への勧告はしているが報道被害には言及せず。公権力と私人間による人権侵害を同列におき、報道被害を特別枠にすることに怒りを感じる。いくら対象を限定しているといっても取材過程では区別できない場合もあり、取材の実態を理解しないものだ。報道への規制部分を取り除き、一から出直しを。

岡村勲(全国犯罪被害者の会代表幹事)妻が殺され110番通報したが、警察とマスコミのどちらが早いかというぐらいに、あっというまに取り囲まれ、カメラのフラッシュはまるでイナゴが天から降ってきたようだった。通夜も表の雨戸も開けられず、買物にもいけなかった。報道機関は家族が被害にあったら、どこまでの取材を容認できるかを考えてほしい。訴訟は大変なエネルギーがいる。弁護士の私でもできなかった。報道機関が立派な自主的ルールをつくれれば法律は発動されない。表現の自由と報道の自由はあるが、弱者を

いじめる自由はない。制定を。

藤原精吾（日弁連国内人権機関に関するワーキンググループ座長） 名古屋刑務所の事件は、受刑者が人権救済の申し立てをし、それを取り下げるよう迫られ発生したものだ。国連・規約人権委員会の勧告でも具体的なあて先のある24項目中15項目は法務省。まさに人権侵害のデパートだ。地方の法務局にも人権擁護についての専門性をもつ職員は育っていない。人権委は独立性が生命線であり、法務省から独立したものにする必要がある。

茗荷完二（全国自由同和会会長） 法案に賛成の立場から意見をのべる。93年の総務省調査でも現行の人権擁護制度は実効性がないことが明らかになった。この法律は、差別・虐待の被害者の国家的救済をはかるもので、絶対不可欠な法律。憲法の努力規定が禁止規定とされ、高く評価できる。『部落地名総鑑』も明確に禁止されている。不当な差別の大部分は水面下であり、禁止する必要がある。表現の自由、報道の自由は大切だが、マスコミは、メディア規制法案というだけで、差別救済については触れず、一方的な取りあげ方は残念。一日も早く成立を。

山崎公士（人権フォーラム21・新潟大学教授） 90年代に冷戦構造がくずれ、公権力や私人間の人権問題が国際問題とされ、人権侵害は悪という規範が形成されてきた。しかし、裁判は市民の立場からは使いづらく、市民の立場から使いやすい機関が求められてきた。この人権委をめぐる動きは、その国際的な一コマに位置づけられる。

法案の問題点をあげる。まず、公権力による差別や人権侵害が独立した人権侵害になっていない。差別、虐待、マスメディアによる人権侵害の中に埋めこまれている。次に、日本社会には公権力の人権侵害、私人間の人権侵害が満ち満ちておりこれらを扱える政府から独立した人権委員会が必要。その制度設計を国会でお願いしたい。公権力による人権侵害について、名古屋刑務所の事件は氷山の一角。被害を受けた人が救済される組織を用意すべきで、人権委の独立性は実質的・形式的にも必要であり、法務省に置くべきでなく内閣府の外局とすべき。パリ原則にのっとった独立性の確保が必要だ。また、中央に人権委を設置するだけでなく、差別や人権侵害は、日々、地方でおこっており、地方人権委を設置する必要がある。人権侵害を規定したことは評価するが、何が人権なのか具体的に法

律で定めるべきだ。韓国の人権委設置法では明確に規定している。人権、人権侵害、不当な差別を明確に規定することが必要だ。実効性を確保するためには、市民から信頼を保つ必要があり、社会の多元性をもつ委員や職員の構成にしなければならない。

救済制度についても、公権力による人権侵害は無条件の立ち入りもふくめ、私人間と異なる節を設けるべき。メディア規制も凍結でなく、はずすことが諸外国の流れでもある。

政策提言機能も重要。ハンセン病の元患者への差別構造も人権委の提言があれば、もっと早く解決した可能性がある。ヒトゲノム解析、インターネットの普及など、新たな人権侵害が想定され、人権委に強い機能を期待したい。

### 糾弾権は人権委に影響を受けない

佐々木知子・議員 内閣府に置けば警察庁に近くなるが、メリットは？

山崎 より適切な所へ、より適切でないところからははずすということ。食品安全委も独立性という観点から内閣府に置いている。

角田義一・議員 糾弾権の行使は影響を受けるか？

山崎 一般救済は、斡旋、調停。当事者同士の話し合いが根本。糾弾は私人間で当事者同士での解決をはかるもので、応じなければ人権委が仲立ちするというもので、変化はない。

浜四津敏子・議員 パリ原則に適合していないのか？

山崎 組織的に独立していない。法務省の外局では人権救済できない。政策提言機能もない。

井上哲士・議員 私人間と公権力による人権侵害を同列に扱っていることに批判があるが？

山崎 同列はボタンの掛け違い。市民が使えるものだと読みとれるよう、法律の章を区別すべき。公権力による人権侵害が対象とわかるものにする必要がある。

福島瑞穂・議員 地方法務局の職員が、ある時は救済で働き、あるときは国側の被告代理人になることになり、地方での救済は機能しないと思うが？

山崎 事務を地方法務局に委任するのではなく、都道府県・政令指定都市に人権委を置くべき。そこでは多元性を確保し、弁護士や民間の人にも働いてもらう。国の法律で設置して政治的決断し、必要なものに予算を配分すべき。基本的には地方の人権委で対応し、複数県にまたがる場合や、重要なものは中央の人権委で扱うべきだ。